

(3) 非常災害対策

★ 対象サービス…通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

①計画の作成及び訓練の実施

通所介護等の居宅サービス事業者や介護保険施設は、運営基準において**非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備**し、それらを定期的に**従業者に周知**するとともに、**定期的に避難、救出訓練**を行うことが義務付けられています。

静岡県が作成した「**高齢者福祉施設における災害対応マニュアル**」等を参考に、**事業継続の観点を加えた**非常災害対策についての計画を整備し、訓練を通して改訂を行うとともに、従業者への周知徹底をお願いします。

河川の氾濫等の洪水浸水想定区域、又は急傾斜地の崩壊等の土砂災害(特別)警戒区域内に存し、市地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された施設及び事業所(要配慮者利用施設)にあつては、水防法・土砂災害防止法等の規定に基づき、利用者の避難確保計画の作成(市長へ報告)及び避難訓練の実施(市長へ報告)が義務となりました。

また、令和5年3月に、静岡県が、本市の津波浸水想定区域を津波防災地域づくりに関する法律に基づく「**津波災害警戒区域(イエローゾーン)**」に指定したことに伴い、区域内の要配慮者利用施設を本市の地域防災計画に指定しました。**指定を受けた施設所有者は、避難確保計画の作成(市長へ報告)及び計画の公表並びに避難訓練の実施(市長へ報告)が義務**となりましたので、介護保険法に基づく措置と併せ、十分にご留意願います。

※避難確保計画作成に関する静岡市ホームページ

https://www.city.shizuoka.lg.jp/021_000041.html

※静岡市防災情報マップ/洪水ひなん地図・津波避難マップ

<https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>

②被害等の報告

災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、**介護サービス情報公表システムに災害時情報共有機能(災害時情報共有システム)が追加**されました。**介護施設等からの被害状況の有無は、当該システムにて入力(報告)していただく**

ことになりますので、ご注意ください。

※災害時情報共有システムの活用徹底（周知）について、厚生労働省ホームページ上にも掲載されています。

【災害時における福祉支援体制の整備等】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209718.html>

【災害発生時における社会福祉施設等の被害状況の把握等について（通知文）】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001159667.pdf>

情報共有の手順は、以下のとおりです。

ア 厚生労働省

厚生労働省は、災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、災害時情報共有システムに、介護施設等の被害情報の報告先となる「災害情報」を登録します。

例：令和〇年台風〇〇号

イ 静岡市介護保険課

静岡市介護保険課は、厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、管内の介護施設等に対し、同報メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

ウ 介護施設・事業所

介護施設等は、静岡市介護保険課からの連絡を受けた後、被害状況をシステム上で報告してください。報告は、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するよう、お願いします。

※システムの操作方法等については、介護サービス情報報告システムのヘルプにマニュアルが掲載されていますので、ダウンロードして確認ください。

【事業所向けマニュアル（被災状況報告編）】

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/?action_houkoku_static_help=true

※被害状況の報告は、下記からお願いします。

【静岡市ホームページ】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003371.html

・報告は、介護サービス情報公表と同様に「介護サービス情報報告システム」で行います。

※同報メール配信システムへの登録

【静岡市介護保険同報配信メールアドレス登録ページ】

<https://www.kaigo-asp.jp/shizuoka-city/entry/>

- ・ 災害時の周知等は、災害時情報共有システムにおけるメール一斉送信又は同報メールにより行います。
- ・ 同報メール配信システムに登録していない介護施設・事業所は、上記のホームページから登録してください。
- ・ 具体的な登録方法は、市のホームページに掲載してある登録マニュアルを参照してください。
- ・ 携帯電話のメールアドレスは登録できません。
- ・ 事業所番号ごとの登録となり、1つの事業所番号に対し、メールアドレスは3つまで登録できます。一旦登録した後のメールアドレスの変更も随時可能です。